

現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているところですが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼任できることとしております。

なお、兼任にあたっては、兼任を予定するすべての工事の発注者から承認を得る必要がありますので、ご注意ください。

1 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められます。ただし、その場合であっても、要件①を超える条件での兼任は認められませんので、ご留意願います。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件①>

全ての工事が請負代金額 4,500 万円未満（建築一式工事にあつては 9,000 万円未満）であり、次の要件を満たす場合は、3 件（県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件）まで兼任を認める。ただし、要件を満たす年間維持工事及び冬期路面对策工事（以下「年間維持工事等」といいます。）については、1 件に限り兼任件数に含めないことを認める。

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で 30 分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

(イ) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

【兼任が認められる組み合わせ（例）】

(1) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事（X）（以下、同じ。）	請負代金額 2,000 万円の 工事（Y）（以下、同じ。）
主任技術者	B	
現場代理人	A	

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	
現場代理人		

(3) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	
現場代理人		B

(4) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）
主任技術者	A	C
現場代理人	B	A

(5) 2 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X）	工事（Y）	請負代金額 2,500 万円の工事
主任技術者	A		C
現場代理人	B		A

※いずれも請負代金額以外の要件を満たす工事とする。

※2 件を超える工事を兼任する場合の考え方も同様とする。

【1 件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められる組み合わせ（例）】

上記の要件①で兼任が認められる組み合わせにおいては、いずれの場合も要件を満たす年間維持工事等（Z）を 1 件に限り兼任件数の外数として取扱うことができる。

(1)-1 2 件の工事の現場代理人と、うちの 1 件の工事の主任技術者を兼任さらに 1 件の年間維持工事等の現場代理人と主任技術者を兼任

	工事（X）	工事（Y）	年間維持工事等 （Z）
主任技術者	B	A	
現場代理人			

(1)-2 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任
さらに 1 件の年間維持工事等の現場代理人を兼任

	工事 (X)	工事 (Y)	年間維持工事等 (Z)
主任技術者	B		B
現場代理人	A		

(1)-3 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任
さらに 1 件の年間維持工事等の主任技術者を兼任

	工事 (X)	工事 (Y)	年間維持工事等 (Z)
主任技術者	B		
現場代理人	A		B

※いずれも請負代金額以外の要件を満たす工事とする。

※(2)～(5)の場合も同じ。

2 主任技術者の専任での配置を要する工事の場合

兼任しようとする 1 つ以上の工事の請負代金額が 4,500 万円以上 (建築一式工事にあつては 9,000 万円以上) の場合は、建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件 (下記要件②) を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼任することができます。

ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者のみを兼任することはできません。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件②>

(ア) 兼任する工事件数が、現場代理人 1 人に対して 2 件までであること

(イ) 兼任する工事の現場間が 10km 以内であること

なお、この場合においては、請負代金額 4,500 万円未満 (建築一式工事にあつては 9,000 万円未満) で次の要件をすべて満たす年間維持工事等を 1 件に限り兼任件数に含めないことができます。

(ア) 兼任する工事の各現場間が最短で 30 分以内に移動できる距離 (一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。) にあるか、全ての現場が同一の建設部・土木事務所管内にあること

(イ) 発注者 (監督員) と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者 (監督員) が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

【兼任が認められるケース（例）】

(1) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事（X'）（以下、同じ。）	請負代金額 4,500 万円の 工事（Y'）（以下、同じ。）
主任技術者	B	
現場代理人	A	

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任

	工事（X'）	工事（Y'）
主任技術者	A	
現場代理人		

※いずれも設計金額以外の要件を満たす工事とする。

【兼任が認められないケース（例）】

(1) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X'）	工事（Y'）
主任技術者	A	
現場代理人		B

(2) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼任

	工事（X'）	工事（Y'）
主任技術者	A	C
現場代理人	B	A

【1 件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められるケース（例）】

上記の要件②で兼任が認められるケースにおいては、以下の場合に要件を満たす年間維持工事等（Z）を 1 件に限り兼任件数の外数として取扱うことができる。

(1)-1 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼任
さらに 1 件の年間維持工事等の現場代理人及び主任技術者を兼任

	請負代金額 3,000 万円の 工事（X'）（以下、 同じ。）	請負代金額 4,500 万円の 工事（Y'）（以下、 同じ。）	請負代金額 4,500 万円未満 の年間維持工事 等（Z'） （以下、同じ。）
主任技術者	B	A	
現場代理人			

- (1)-2 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼任
さらに1件の年間維持工事等の現場代理人を兼任

	工事（X'）	工事（Y'）	年間維持工事等 （Z'）
主任技術者	B	A	B
現場代理人			

- (2)-1 2件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任
さらに1件の年間維持工事等の現場代理人を兼任

	工事 (X')	工事 (Y')	工事 (Z')
主任技術者	A		B
現場代理人			

※いずれも設計金額以外の要件を満たす工事とする。

【1件の年間維持工事等を兼任件数に含めないことが認められないケース
(例)】

- (1)-3 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼任
さらに1件の年間維持工事等の主任技術者を兼任

	工事 (X')	工事 (Y')	年間維持工事等 (Z')
主任技術者	B		
現場代理人	A		B

- (2)-3 2件の工事の現場代理人と主任技術者を兼任
さらに1件の年間維持工事等の主任技術者を兼任

	工事 (X')	工事 (Y')	年間維持工事等 (Z')
主任技術者			
現場代理人	A		B